

呉市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る  
発注支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和5年8月

呉市

## 1 目的

本市では、令和5年3月に策定した「呉市次期ごみ処理施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）を基に、建設工事の設計・施工から完成後の管理運営までを一体的に発注するDBO方式にて次期ごみ処理施設整備・運営事業を計画している。

この事業者選定の実施に当たり、DBO方式による事業の実施についての幅広い知識と高度な専門能力を有し、かつ総合評価落札方式による入札（又は公募型プロポーザル）実施のための技術支援、見積提案書の審査や、ごみ処理施設に関する専門的、技術的な検証を行うことができる契約候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 公募概要

- (1) 業務名 呉市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援業務
- (2) 業務場所 呉市広多賀谷3丁目8番6号
- (3) 業務内容 別添の「呉市次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る発注支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり
- (4) 履行期間 契約から令和8年3月31日まで
- (5) 業者選定方法 公募型プロポーザル方式
- (6) 提案限度額 50,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。  
（年度割：令和5年度 0円 令和6年度 28,600千円 令和7年度 21,400千円）

## 3 担当部署

呉市 環境部 環境政策課

所在地：〒737-8501 呉市中央4丁目1-6（呉市役所7階）

電話番号：0823-25-3383 ファクシミリ番号：0823-32-1621

メールアドレス：[kansei@city.kure.lg.jp](mailto:kansei@city.kure.lg.jp)

## 4 参加資格等

### (1) 資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (イ) 公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者で、建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格の再認定を受けた者

- を除く。)でないこと。
- (エ) 市税の滞納がないこと。
- (オ) 呉市暴力団排除条例(平成24年呉市条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団等である者又はその統制下にある者でないこと。法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体として規制を受けていないこと。
- (カ) 参加申込をする時点において、当該プロポーザルに関して他の技術提案書等を提出する者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
- ア 親会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)の関係(個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。)
- イ 親会社(個人事業主又は会社の役員が議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業主又は当該役員に係る会社との関係を含む。)を同じくする子会社同士の関係
- ウ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係
- エ 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係
- (キ) 参加申込書の提出期限である令和5年9月13日(水)時点で、本市の建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に土木関係建設コンサルタントのうち廃棄物部門で登録を受けている者であること。
- (ク) 平成25年4月1日以降に国又は地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)による地方公共団体の組合(以下「組合」という。)を含む。)が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備・運営事業(DBO方式に限る。)に係る発注支援業務を元請として受注した実績(実施方針の作成から民間事業者との契約までの一連の業務(一括業務であるか、分割業務であるかは問わない。)を完了した実績に限る。以下同じ。)を有すること。ただし、共同企業体としての実績の場合は、構成員の代表者(以下「代表構成員」という。)としての実績に限る。
- (ケ) 「呉市建設コンサルタント等業務委託契約約款」第10条に規定する管理技術者(以下「管理技術者」という。)1名を配置することとし、当該技術者は技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(総合技術監理部門(衛生工学―廃棄物・資源循環)又は衛生工学部門(廃棄物・資源循環))又はRCCM(廃棄物部門)の資格を有する者であること。なお、当該技術者は本業務の完了まで継続して業務を行うことが可能であること。
- (コ) 「呉市建設コンサルタント等業務委託契約約款」第11条に規定にする照査技術者(以下「照査技術者」という。)1名を配置することとし、当該技術者は技術士法第2条第1項に規定する技術士(総合技術監理部門(衛生工学―廃棄物・資源循環)又は衛生工学部門(廃棄物・資源循環))又はRCCM(廃棄物部門)の資格を有する者であること。なお、当該技術者は管理技術者と兼任することはできない。
- (サ) 管理技術者は、平成25年4月1日以降に国又は地方公共団体(組合を含む。)が発注した、発電設備を有する施設規模1日180トン以上のごみ焼却施設の整備・運営事業(DBO方式に限

- る。)に係る発注支援業務を管理技術者として行った実績を有すること。  
 (シ) 管理技術者及び照査技術者は、提出者の組織に所属していること。

(2) 資格喪失要件

参加申込者が、次に掲げるアからカまでのいずれかの要件に該当する場合は、本プロポーザルに係る全ての資格は喪失する。共同事業者により申し込む場合は、構成員の1者でもいずれかの要件に該当する場合も同様とする。

- (ア) 上記「(1) 資格要件」を満たさなくなった場合
- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 他の技術提案書等を提出する者の提案を妨害するなど、手続の遂行に支障を来す行為があった場合
- (エ) 公正な審査を阻害する行為があった場合
- (オ) ヒアリングに出席しなかった場合
- (カ) その他本市との信頼関係を損なう行為があった場合

5 スケジュール

(1) 公告及び実施要領配布の開始	令和5年8月28日(月)
(2) プロポーザルに対する質問の受付期間	令和5年8月28日(月) から 令和5年9月1日(金)
(3) プロポーザルに対する質問の回答期限	令和5年9月6日(水)
(4) 参加申込書の受付期間	令和5年8月28日(月) 令和5年9月13日(水) 午後5時
(5) 資格要件の確認結果の通知	令和5年9月20日(水) 予定
(6) 技術提案書の提出期間	令和5年9月25日(月) から 令和5年9月29日(金) 午後5時
(7) 2次審査(ヒアリング)	令和5年10月中旬
(8) 審査結果の通知・公表(優先交渉権者の決定)	令和5年10月中旬

6 本実施要領に関する質問の受付及び回答

- (1) 質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ送付すること。なお、標題は「プロポーザル質問書」とし、送付した旨を担当部署に電話で連絡すること。
- (2) 質問の受付期間  
令和5年8月28日(月) から令和5年9月1日(金) まで
- (3) 質問及びその回答内容は、令和5年9月6日(水) までに市ホームページ上に掲載する。

7 参加申込書の提出等

プロポーザル募集に関する実施要領等の資料は、本市ホームページにて公表、配布する。窓口、郵送

による配布はしない。

(1) 提出書類

様式1-1から様式1-6までを作成して担当部署へ提出すること。なお、各様式には参加申込者の記名押印をすること。

	提出書類	必要部数
①	様式1-1 参加申込書	1部
②	市税の滞納がない旨の証明書	1部
③	様式1-2 資本的関係・人的関係調書	1部
④	様式1-3 会社概要調書	1部
⑤	様式1-4 技術士一覧表	1部
⑥	様式1-5 管理技術者の実績等	1部
⑦	様式1-6 照査技術者の実績等	1部

(2) 提出書類の内容

(ア) 様式1-1 (参加申込書)

(イ) 市税の滞納がない旨の証明書

証明年月日が参加申込書提出日から3か月前の日以降のものとする。

(ウ) 様式1-2 (資本的関係・人的関係調書)

(エ) 様式1-3 (会社概要調書)

平成25年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、国又は地方公共団体(組合を含む。)が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備・運営事業(DBO方式に限る。)に係る発注支援業務を元請として受注した実績(共同企業体としての実績の場合は、代表構成員としての実績に限る。)を1件記載するとともに、業務の実績を証明する書類(契約書の写し等)を添付すること。

(オ) 様式1-4 (技術士一覧表)

記載する技術士は15人を上限とし、複数の資格を所持している場合はいずれかを記入すること。

(カ) 様式1-5 (管理技術者の実績等)

平成25年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、国又は地方公共団体(組合を含む。)が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備・運営事業(DBO方式に限る。)に係る発注支援業務の実績を記載するとともに、雇用関係を確認できるもの、技術者の業務実績を証明する書類(業務着手届の写し等)、資格証の写しを添付すること。

なお、管理技術者の実績には、施設規模一日180トン以上のものが最低1件は必要

(キ) 様式1-6 (照査技術者の実績等)

平成25年4月1日から公示の日までに完了した業務であって、国又は地方公共団体(組合を含む。)が発注した、発電設備を有するごみ焼却施設の整備・運営事業(DBO方式に限る。)に係る発注支援業務の実績を記載するとともに、雇用関係を確認できるもの、技術者の業務実績を

証明する書類（業務着手届の写し等）、資格証の写しを添付すること。

### （3）参加申込書の受付等

#### （ア）受付期間

令和5年8月28日（月）から令和5年9月13日（水）午後5時まで

#### （イ）提出方法

担当部署に持参又は郵送すること。ただし、提出に要する費用の負担は技術提案者とする。持参する場合は上記（ア）の受付期間の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時までとする。

## 8 参加申込者の資格確認

### （1）参加申込者の資格確認

参加申込者から提出された参加申込書の確認を行い、4（1）の資格要件を全て満たす者を技術提案者とする。

### （2）資格要件の確認結果の通知

令和5年9月20日（水）（予定）に資格要件の確認結果を参加申込者全員に通知する。

なお、2次審査（ヒアリング）の日時・場所については、当該通知に記載する。

## 9 技術提案書の提出等

### （1）提出書類

上記8により技術提案者として通知を受けた者は、技術提案書を作成して担当部署に提出すること。

### （2）提出書類の内容

#### （ア）様式2-1（技術提案書）

#### （イ）任意様式（業務の実施方針等）

現在の本市の状況を理解した上で、受注者としてどのような実施方針、実施体制で本業務に臨むのか、特に重視する業務履行上の配慮事項（提案テーマに関する事項を除く。）について簡潔に記入すること。

#### （ウ）任意様式（提案テーマ1：発電した電気の有効利用に関する提案）

一般廃棄物処理事業債の運用要綱の一部が令和4年度より変更となり、売電を主たる目的とするごみ焼却発電等熱利用施設（発電量に占める売電の割合が50%を超えると見込まれる場合）については起債が認められないことになった。また、今後も希望通り売電が可能であるかどうか予測が難しい状況である。このような状況において、発電した電気を有効利用することは必要不可欠である。施設整備事業者に求める電気の有効利用手法としてどのようなことが考えられるか簡潔に記入すること。

#### （エ）任意様式（提案テーマ2：整備・運営費の抑制に関する提案）

整備・運営費について、その費用が右肩上がりに高騰していると思われる現状において、今後も引き続き海外の経済・物価動向、今後のウクライナ情勢や資源価格の動向、内外の感染症の動向やその影響など、わが国の経済をめぐる不確実性は極めて高い。本市の限られた財政状況の

中、基本計画に示された施設整備基本方針を実現するためには、総事業費を抑制することが必要不可欠である。そのために重要であると考えられる事項及びその方針について簡潔に記入すること。

(オ) 任意様式（提案テーマ3：業務スケジュールの短縮に関する提案）

本業務は令和8年3月31日までを予定しているが、その後の施設整備事業に充てられる期間は設計・試運転を含めわずか48か月である。令和6年度から予定されている建設業界の完全週休2日制の影響もあり、非常に厳しいスケジュールで施設整備を行わなければならない。

業務の品質を確保しつつ発注支援業務期間を短縮できれば、短縮分の期間を施設整備に充てることができ、結果として高品質の施設を整備することにつながる。業務を短縮するにはどのようなことが考えられるか、短縮可能な業務期間及びその手法、スケジュール案を簡潔に記入すること。

(カ) 様式（2-2）参考見積書

(3) 提出書類の作成方法等

文章の文字サイズは10.5ポイント以上、図表の注釈は6ポイント以上とし、判読できるものとする。

提案は文章を原則とし、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現の見栄えや精度は評価に影響しない。文章の補足と認められない視覚的表現（イメージ図等に説明文がない場合等）又はその部分については評価対象とならない。

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。

技術提案書は様式2-1、様式2-2を除き、A4・10枚（片面）、スケジュール案A3・1枚（片面）以内にまとめること。

技術提案書には、技術提案者の名称、ロゴマークなど技術提案者が判別できるものを記載しないこと。

(4) 技術提案書の提出期間

(ア) 受付期間

令和5年9月25日（月）から令和5年9月29日（金）午後5時まで

(イ) 提出部数等

9（2）（ア）、（カ）に記載の様式2-1、様式2-2は各1部、9（2）（イ）から（オ）に記載の提案書は10部を担当部署に持参又は郵送すること。ただし、提出に要する費用の負担は技術提案者とする。持参する場合は上記（ア）の受付期間の休日を除く毎日午前8時30分から午後5時までとする。

## 10 優先交渉権者の決定等

(1) 優先交渉権者の決定

(ア) 提出された技術提案書及びヒアリングの内容等について、本市が設置する「呉市次期ごみ処理

施設整備・運営に係る発注支援業務優先交渉権者選定委員会」(以下「委員会」という。)で総合的に評価し、評価点が最も高かった参加者を優先交渉権者、次点の参加者を次点交渉権者として特定する。ただし、評価項目「業務の実施方針等」及び「提案テーマに対する技術提案(全3テーマ)」の評価点の合計が70点満点中6割未満である者、又は同項目の4つの評価点のうちいずれかが各配点の2割以下である者は、特定しない。

(イ) 参加者が1者でも評価を行うものとし、参加者数に関係なく、「優先交渉権者なし」とする場合がある。

## (2) 特定基準

別紙「技術提案特定基準」による。

## (3) 評価結果

(ア) 評価結果については、令和5年10月中旬(予定)に技術提案者全員に書面で通知する。ただし、評価結果に関する問合せには一切応じない。

(イ) 優先交渉権者及び次点交渉権者については、事業者名及び評価点を本市のホームページで公表する。

## 1 1 契約等

(1) 本業務の契約は、優先交渉権者と見積合わせの上、随意契約を行うものとする。ただし、見積金額は、技術提案書提出時の参考見積書に記載した金額を上限とする。

(2) 優先交渉権者が辞退、その他の理由で契約締結に至らなかった場合は、次点交渉権者を契約交渉の相手方とする。

## 1 2 その他の留意事項

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出期限までに参加申込書を提出しない者及び4(1)を満たさない者は技術提案書を提出できないこととする。

(3) 提出された参加申込書、技術提案書は返却しない。

(4) 提出された技術提案書の著作権は、その技術提案者に帰属することとする。

(5) 提出された参加申込書は、技術提案者の審査以外に参加申込者に無断で使用しない。なお、審査に必要な範囲において複製することがある。

(6) 提出された書類は、呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)に基づく情報公開の対象となる。そのため、技術提案者は、技術提案書に同条例第9条第3号に規定する情報が記載されている場合は、様式3に非開示を希望する箇所を記載して、技術提案書の提出時に併せて提出すること。

(7) 参加申込書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請とする。

(8) 提出期限以降における参加申込書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。また、参加申込書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

(9) 参加申込書及び技術提案書が書類不備で確認できない場合、参加申込書又は技術提案書を無効と

することがある。

- (10) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は，公示日から優先交渉権者を選定するまでの期間において，技術提案者の特定に関して，委員会の委員に接触することを禁止し，接触の事実が認められた場合には，失格とすることがある。
- (11) 本プロポーザルは，候補者を選定するものであるため，委託業務の具体的な内容については，技術提案書に記載された内容を反映しつつ，2（3）を基本として発注者との協議に基づいて決定する。
- (12) 今後の社会経済状況の変化，その他不可抗力等により，事業計画の変更又は中止をすることがある。この場合，参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (13) 技術提案書の作成等，プロポーザル参加に係る一切の費用は，参加申込者，技術提案者の負担とする。